

所得税法

本試験問題

〔第一問〕

問1 平成31年3月某日、税理士であるあなたは、旅館業を営む居住者A（個人事業主・青色申告者）から「昨年の地震の影響により経営不振が続き、取引銀行Bから債務の免除を受けるべく手続を進めている。仮に、Bから債務の免除を受けることができた場合、私に対して何らかの課税関係は生じるのか。」との相談を受けた。

AがBから債務の免除を受けた場合におけるAに対する所得税の課税関係について、考えられる取扱いを説明しなさい。

〔第二問〕問1【資料1】

2 甲は創業当初より所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。

TAC予想問題

●直前対策講義 第5回

次の各設問について、適用できる所得税の取扱いを説明しなさい。
なお、手続きについては、説明を要しない。

〔設問1〕

居住者A（青色申告者）は、資力を喪失して債務を弁済することが困難な状況に陥り、民事再生計画の認可の決定を受け、Aの事業上の債務のうち600万円が免除された。

Aの本年分の事業所得の金額等の状況（この適用前）は、次のとおりとする。

（ケース1）事業所得の金額 200万円
（青色申告特別控除額 65万円控除後）

（ケース2）事業所得の金額 △500万円
給与所得の金額 80万円

（ケース3）事業所得の金額 100万円
（青色申告特別控除額 65万円控除後）
繰越純損失の金額 350万円
（総所得金額の計算上生じたもの）

〔設問2〕

居住者B（青色申告者）は、債務処理計画に基づき、Bの有する資産の価額の評定が行われ、Bの事業上の債務のうち500万円が免除された。

Bの本年分の事業所得の金額及び減価償却資産の評価損等の状況（債務免除益及びこの適用前）は、次のとおりである。

なお、債務免除益の総収入金額不算入の特例は、適用しない。

（ケース1）事業所得の金額 200万円
（青色申告特別控除額 65万円控除後）
減価償却資産の評価損 400万円

（ケース2）事業所得の金額 △200万円
減価償却資産の評価損 800万円

●全国公開模試〔第二問〕問1【資料1】

2 甲は、開業年分以降の所得税等について、所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。

また、青色事業専従者給与に関する届出書を法定期限までに提出している。

なお、棚卸資産の評価方法及び減価償却資産の償却方法については、届出書の提出をしたことはない。

ズバンの中!

【第二問】問 1 【資料Ⅱ】

5 雑収入5,261,255円の内訳は次のとおりである。

内容	金額 (円)	
H建設機械の下取り金額	2,000,000	(注1)
外貨預金(投資目的)の利息及び為替差額	89,055	(注2)
平成30年分所得税等還付金	1,329,200	
平成30年分所得税等還付加算金	13,000	
ゴルフ会員権譲渡収入	1,800,000	(注3)
ネットオークション	30,000	(注4)
合計	5,261,255	

- (注1) H建設機械については後記【資料Ⅲ】を参照すること。
 なお、下取り金額は時価相当額であり、代替のI建設機械の取得に当たり購入代金には充当せずに入金となった。これに関する譲渡費用はない。
- (注2) 外貨預金の利息収入239,055円(源泉所得税等控除後)から円転した際の為替差損150,000円を差し引いた金額である。
- (注3) 平成27年6月30日に仲介業者を通じて2,500,000円(諸費用込み)で取得し、本年10月15日に仲介業者を通じて譲渡した(譲渡費用は50,000円)。
- (注4) 生活用衣類を3回にわたって譲渡したものの合計額である(取得価額は不明、譲渡費用はないものとする。)

【第二問】問 1

【資料Ⅲ】

機械装置の減価償却費計算についての資料は次のとおりである。

1 所有する機械装置の状況は次のとおりである。

機械装置名	用途	取得年月日	取得価額 (円)	平成30年末 帳簿価額 (円)	
F建設機械	貸貸用	平成30年1月20日	9,000,000	6,003,000	
G建設機械	貸貸用	本年3月1日	16,000,000	—	(注1)
H建設機械	土木工事用	平成21年7月1日	12,000,000	1	(注2)
I建設機械	土木工事用	本年5月31日	各自で算出	—	(注3)
J建設機械	土木工事用	本年7月1日	各自で算出	—	(注4)
K建設機械	土木工事用	本年10月20日	7,000,000	—	(注5)
合計				6,003,001	

- (注1) G建設機械は、製作後事業の用に供されたことのないものを、銀行から融資を受けて取得したものである。
- (注2) H建設機械は、I建設機械の取得に当たり下取りに供したものである(【資料Ⅱ】5参照)。
- (注3) I建設機械は、製作後事業の用に供されたことのないものを、ファイナンス会社からリース期間60か月で取得したものであり、所有権移転リース取引に該当する。リース期間中に支払うべきリース料の合計額は11,340,000円であり、リース料の合計額のうち利息相当額からなる部分の金額は540,000円である。なお、取得価額はリース料の合計額から利息相当額を控除した金額とする。
- (注4) J建設機械は、製作後事業の用に供されたことのないものを、ファイナンス会社からリース期間60か月で取得したものであり、所有権移転外リース取引に該当する(残価保証額の定めはない。)。リース期間中に支払うべきリース料の合計額は14,400,000円であり、リース料の合計額のうち利息相当額からなる部分の金額は600,000円である。なお、取得価額はリース料の合計額とする。
- (注5) K建設機械は、平成21年9月に製作され事業の用に供されたものを中古で取得したものである。なお、K建設機械の使用可能期間の年数を見積もることは困難である。

●実力完成答練 第6回【第二問】問3

【資料1】

丙は、平成29年7月の父の死亡により、次の財産を相続(単純承認)し、相続税4,812,700円を、平成29年12月に納付している。

資 産	父の取得時期	父の取得価額	相続税評価額	備考
借地権F	平成8年8月	20,500,000円	11,000,000円	(注1)
船舶H	平成27年11月	9,360,000円	6,810,000円	(注2)
ゴルフ会員権	平成9年1月	3,500,000円	1,450,000円	(注3)
その他の資産	—	—	31,400,000円	—
合計	—	—	50,660,000円	—

【資料3】

- 丙は、本年中に、次の資産を譲渡している。
- (1) 土地F(【資料1】(注1)の土地)
 本年5月に42,000,000円で譲渡し、譲渡費用600,000円を支出している。
- (2) ゴルフ会員権(【資料1】(注3)のゴルフ会員権)
 本年8月に1,500,000円譲渡し、譲渡費用35,000円を支出している。

●直前対策補助問題 第9回【資料1】

- 6 甲は、事業上の余裕資金10,250,000円を、ドル建て外貨預金(元本100,000ドル、預入時の為替レートは1ドル102.5円)としていたが、甲商事設立資金に充てるために、本年9月に解約をした。解約時に、10,367,125円(105,250ドル(利子5,250ドルを含む)、解約時の為替レートは1ドル98.5円で、税込合計額)の支払を受けているが、処理をしていない。
 なお、為替予約を付していない。

●実力完成答練 第3回 問1【資料1】

- 8 販売費・管理費には、次の資産の減価償却費が含まれていない。
 なお、すべて取得後直ちに事業の用に供している。

種 類	取得年月	取得価額	本年1月1日の 未償却残額	耐用年数
器具備品	平成31.7	—	—	5年
機械装置a	平成26.3	1,500,000円	50,000円	5年
機械装置b	平成31.4	1,600,000円	—	5年
車両運搬具	平成31.3	400,000円	—	4年

- (注1) 器具備品は、新品の電子計算機で、次に掲げる契約により本年7月からリースしたものである。このリースは、税法上のリース取引(所有権移転外リース取引)に該当する。
- (1) リース期間 6年
 (2) リース料 月額30,000円
 (3) 据付費用 150,000円
- (注2) 機械装置bは、A市からの補助金で取得している(上記5(1)参照)。
 なお、上記金額は補助金控除前の金額である。
- (注3) 車両運搬具は、仕入先B社の商品名が車体に表示されている車両を同社から400,000円で購入したものである。
 B社がこの車両を取得するための金額は1,950,000円である。

ズバリ的中!

〔第二問〕問 1 【資料Ⅳ】 2 甲が本年中に支払った保険料は次のとおりである。 <table> <tr> <td>(1) 国民健康保険料</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 国民年金保険料</td> <td>196,830円</td> </tr> <tr> <td>(3) 国民年金基金保険料</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 生命保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ① 一般生命保険料（平成23年12月契約）</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td> ② 一般生命保険料（平成24年8月契約）</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td> ③ 介護医療保険料（平成25年9月契約）</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 地震保険料</td> <td>70,000円</td> </tr> </table>	(1) 国民健康保険料	380,000円	(2) 国民年金保険料	196,830円	(3) 国民年金基金保険料	120,000円	(4) 生命保険料		① 一般生命保険料（平成23年12月契約）	120,000円	② 一般生命保険料（平成24年8月契約）	90,000円	③ 介護医療保険料（平成25年9月契約）	50,000円	(5) 地震保険料	70,000円	●全国公開模試〔第二問〕問 1 【資料Ⅳ】 1 甲が本年中に支払った医療費、保険料等は、次のとおりである。 <table> <tr> <td>(1) 国民健康保険料（甲を世帯主とするもの）</td> <td>455,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 国民年金保険料（甲と妻に係るもの）</td> <td>359,760円</td> </tr> <tr> <td>(3) 甲の個人型確定拠出年金の掛金</td> <td>216,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 生命保険料（旧一般分）</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 生命保険料（一般分）</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>(6) 生命保険料（個人年金分）</td> <td>240,000円</td> </tr> <tr> <td>(7) 生命保険料（介護医療分）</td> <td>36,000円</td> </tr> </table>	(1) 国民健康保険料（甲を世帯主とするもの）	455,000円	(2) 国民年金保険料（甲と妻に係るもの）	359,760円	(3) 甲の個人型確定拠出年金の掛金	216,000円	(4) 生命保険料（旧一般分）	48,000円	(5) 生命保険料（一般分）	70,000円	(6) 生命保険料（個人年金分）	240,000円	(7) 生命保険料（介護医療分）	36,000円
(1) 国民健康保険料	380,000円																														
(2) 国民年金保険料	196,830円																														
(3) 国民年金基金保険料	120,000円																														
(4) 生命保険料																															
① 一般生命保険料（平成23年12月契約）	120,000円																														
② 一般生命保険料（平成24年8月契約）	90,000円																														
③ 介護医療保険料（平成25年9月契約）	50,000円																														
(5) 地震保険料	70,000円																														
(1) 国民健康保険料（甲を世帯主とするもの）	455,000円																														
(2) 国民年金保険料（甲と妻に係るもの）	359,760円																														
(3) 甲の個人型確定拠出年金の掛金	216,000円																														
(4) 生命保険料（旧一般分）	48,000円																														
(5) 生命保険料（一般分）	70,000円																														
(6) 生命保険料（個人年金分）	240,000円																														
(7) 生命保険料（介護医療分）	36,000円																														
〔第二問〕問 1 【資料Ⅳ】 3 本年中に甲の長女が入学したL学校法人へ200,000円の寄附をした。このうち100,000円は学校の入学に関するものである。この寄附先はその運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項の要件を満たしている。	●直前予想答練 第1回〔第二問〕問 1 【資料5】 4 某大学への寄附金 400,000円 長男が某大学に入学する際に支出したものである。 ●直前補助問題 第6回 問3【資料3】 本年12月10日に丙の出身高校である私立学校法人に対して100,000円の寄附をしている。 いずれの寄附も丙は税額控除を適用するつもりであり、これ以外の寄附はしていない。																														
〔第二問〕問 1 【資料Ⅳ】 5 本年末の甲の親族の状況は次のとおりである。 (1) 甲の妻（42歳）は、O社に勤務しており、本年分の給与収入は1,500,000円であった。 (2) 甲の長女（16歳）は、高校生であり、収入はない。 (3) 甲の母（75歳）は、本年中に遺族厚生年金2,400,000円を受け取っている。 (4) 甲の妻、甲の長女及び甲の母は、甲と生計を一にする親族であり、甲と同居している。	●実力完成答練 第1回〔第二問〕 【資料Ⅴ】 甲と本年末現在、生計を一にし、かつ、同居している親族の所得の状況は、次のとおりである。 1 妻（50歳） 本年譲渡した絵画（保有期間7年）の譲渡益1,250,000円がある。 2 長女（24歳） 甲の営む物品販売業（【資料Ⅰ】8参照）に従事している。 3 長男（18歳） 宝くじの当選金1,000,000円を受け取っている。 4 次女（15歳） 本年中に所得はない。 なお、身体障害者手帳には2級の記載がある。 5 母（74歳） 遺族厚生年金1,600,000円を受け取っている。																														
〔第二問〕問 2 【資料Ⅴ】 2 公的年金については、本年中は乙の生前には乙が受領したものはなく、乙の死亡後500,000円を乙の妻が受領した。	●全国公開模試〔第二問〕問 1 【資料Ⅴ】 (2) 未支給の公的年金 192,000円 これは、甲の母の2月分及び3月分の年金で、本来は本年4月15日に支払われる予定だったものであり、年金受給権者死亡届を提出したことにより本年10月中に支払いを受けたものである。																														
〔第二問〕問 2 【資料Ⅵ】 2 丙は本年12月15日、Bマンション301号室を譲渡し、その資金と自己資金を合わせて、次のとおりDアパートに買い換えた。この買換えは、租税特別措置法第37条に定める事業用資産の買換えの特例の要件を満たしている。 <table> <tr> <td>(1) Bマンション301号室の譲渡による収入(固定資産税相当額込)</td> <td>90,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) Bマンション301号室の譲渡に当たっての取得費</td> <td>40,637,334円</td> </tr> <tr> <td>(3) Bマンション301号室の譲渡に当たっての譲渡費用</td> <td>2,790,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) Dアパートの取得価額（付随費用込）</td> <td>100,000,000円</td> </tr> </table>	(1) Bマンション301号室の譲渡による収入(固定資産税相当額込)	90,000,000円	(2) Bマンション301号室の譲渡に当たっての取得費	40,637,334円	(3) Bマンション301号室の譲渡に当たっての譲渡費用	2,790,000円	(4) Dアパートの取得価額（付随費用込）	100,000,000円	●直前対策補助問題 第8回 問 1 【資料Ⅱ】 甲は、平成19年の開業時に取得し、以後、平成30年12月まで事業の用に供していた旧店舗（集中地域に該当しない。）を本年1月に取り壊したうえで、その敷地（平成19年に取得したもの）を36,000,000円で譲渡している。 本年1月からは、所有する土地の上に建設した新店舗（集中地域に該当しない。）で営業をしている。（上記【資料Ⅰ】10参照） 旧店舗の取壊し直前の取得費相当額は2,700,000円、取壊し費用は2,600,000円である。 また、旧店舗の敷地は、平成19年に7,500,000円で取得したものであり、譲渡に際し仲介手数料592,000円を支出している。 なお、この敷地の譲渡については、租税特別措置法第37条（特定事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の特例）の対象となるものである。																						
(1) Bマンション301号室の譲渡による収入(固定資産税相当額込)	90,000,000円																														
(2) Bマンション301号室の譲渡に当たっての取得費	40,637,334円																														
(3) Bマンション301号室の譲渡に当たっての譲渡費用	2,790,000円																														
(4) Dアパートの取得価額（付随費用込）	100,000,000円																														

ズバリ的中!